

福井県報

第 274 号
令和 5 年
11月 21 日(火)
火曜日発行

告 示

- 道路の供用の開始(四四五・道路保全課)……………一
○道路の位置の指定(四四六・丹南土木事務所)……………一

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約の相手方の決定(こども未来課)……………二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施(地域医療課)……………二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立病院)……………四
○土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………四
○土地改良区の役員の就任(同)……………五
○土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………五
○土地改良区の役員の就任(同)……………五
○公共測量の実施(土木管理課)……………六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(会計課)……………六
○住民監査請求の結果の公表(一七)……………六

監査委員告示

- 住民監査請求の結果の公表(一七)……………六

告 示

福井県告示第445号

一般県道常神三方線の下記区間において、バイパス工事の一部竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和5年11月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	常神三方線	三方上中郡若狭町小川1 号稲村礮11番から 三方上中郡若狭町小川1 1号稲越42番2まで	令和5年 11月21日

福井県告示第446号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月21日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井市若杉2丁目208番地
株式会社宅建サービス 代表取締役 牛若 正夫
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
鯖江市小黒町一丁目31 7番14、318番4、地 先青道の一部	6.00	75.61

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
「ふく育県」ブランド力推進事業」企画・運営業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県健康福祉部 ことも未来課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年10月31日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
ふく育県ブランド力推進事業業務委託共同事業者
東京都港区赤坂5-2-20赤坂パークビル5階
- 5 随意契約に係る契約金額
103,563,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 企画提案の提出を求める事項
 - (1) 業務名
福井県ドクターヘリ運航業務
 - (2) 履行期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 業務内容

「福井県ドクターヘリ運航業務仕様書」のとおり

(4) 履行場所

基地病院：福井市四ツ井2丁目8番1号 福井県立病院
運航圏域：福井県全域および滋賀県湖北地域ならびに岐阜県郡上市（ただし、他県の医療機関および消防機関等からの要請に対しては協議のもとで対応）

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、福井県ドクターヘリ運航業務に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。（この公告の日から提案書提出日までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。（共同企業体にあつては、構成員すべてが該当すること。）
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。（共同企業体にあつては構成員すべてが該当すること。）
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等を行っている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している

者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 厚生労働省が所管する平成13年4月1日から開始されたドクターヘリ導入促進事業において、過去5年以内に日本国内のいずれかの場所で運航を受託していること。

(8) 本業務の受託に係る航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項の許可を有している者であること。

(9) 回転翼航空機による航空運送事業に5年以上(令和5年11月1日現在)の実績を有すること。

(10) 本業務の実施に必要な専任の人員および機体の確保が出来る者で、本業務の実施に必要な有資格の操縦士、整備士および運航管理者の数と同数以上の雇用をしている者であること。

(11) 本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められた場合に、代替機体を配備するなど適切な措置を講じて、運航を継続させることができる者であること。

(12) 過去3年間、国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする運航会社の運航する航空機における死亡事故を発生させていないこと。

3 受審資格の認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類および部数

受審資格認定申請書等 1部

イ 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

ウ 提出期限

令和5年12月14日(木)17時00時まで(必着)

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課 救急・災害医療グループ

電話 0776-20-0346

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和5年11月21日(火)から令和5年12月14日(木)(土、日、祝日を除く。)の9時00分から17時00分までとする。

② 交付場所

3(1)エに同じ

なお、福井県ホームページ(<http://www.pref.fukui.g.jp>)からもダウンロードすることが出来る。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和5年12月18日(月)までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求められることができる。この場合においては、令和5年12月20日(水)17時00分までに、説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書の提出場所に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和5年12月25日(月)までに、書面により回答する。

4 質問事項

(1) 受審資格に関する質問事項については、令和5年12月8日(金)12時00分までに電子メールで文書(様式2)を提出すること。

(提出先 iryou@pref.fukui.g.jp)

質問に対する回答は、電子メールにより行う。

(2) 本委託業務に関する質問事項については、令和5年12月22日(金)12時00分までに電子メールで文書(様式3)を提出すること。

(提出先 iryou@pref.fukui.g.jp)

質問に対する回答は、電子メールにより、すべての受審資格認定者に対して一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

① 企画提案書 10部

② ①の電子データを収録した電子媒体 1部

(2) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

(3) 提出期限

令和6年1月10日(水)12時00分まで(必着)

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

- (4) 提出場所
3(1)エに同じ
- (5) 提出資料の様式等
3(1)オに同じ
- 6 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知
- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。
- (2) 審査方法等は、「福井県ドクターヘリ運航業務プロポーザル実施要領」のとおりとする。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案書については、協議の上、変更する場合がある。
- 7 その他
- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書に関する経費は、全額提案者負担とする。
- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (6) 提案者の選定に当たり、提案書に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。
- (7) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。
- 8 summary
- (1) Subject matter
The Proposals for Helicopter Emergency Medical Service Operation (Out sourcing)
- (2) Deadline for the submission of the Proposals
12:00 Middday, January 10th 2024
- (3) Contact place for the reply
Regional Medical Services Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui-city, Fukui Prefecture ,910-8580, Japan
TEL 0776-20-0346(Japanese Only)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。
- 令和5年11月21日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る物品等の名称
勤務表自動作成システムの構築および保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院 経営管理課
福井県福井市四ツ井2-8-1
- 3 落札者を選定した日
令和5年10月5日
- 4 落札者の名称および所在地
システムバンク株式会社
札幌市中央区大通西8丁目2番地
- 5 落札金額
29,054,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年8月22日
- 足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。
- 令和5年11月21日
- | 役員名 | 氏名 | 住 所 | 福井県知事 | 杉本 達治 |
|-----|-------|---------------|-------|-------|
| 理 事 | 梯 左武良 | 福井市和田中2丁目2811 | | |
| 〃 | 廣瀬 直和 | 福井市江守中1丁目808 | | |
| 〃 | 三竹 孝一 | 福井市下六条町29-36 | | |
| 〃 | 島崎 俊典 | 福井市下助生田町20-4 | | |
| 〃 | 岩佐 正弘 | 福井市小稲津町30-27 | | |
| 〃 | 川江 豊 | 福井市脇三ヶ町45-1 | | |
| 〃 | 徳長 則行 | 福井市太田町16-28 | | |
| 〃 | 大西 新 | 福井市柘泉町88-12 | | |
| 〃 | 高波 捨治 | 福井市荒木新保町20-32 | | |
| 〃 | 吉川 強 | 福井市上細江町33-25 | | |
| 監 事 | 澤井 照男 | 福井市岩倉町8-11 | | |
| 〃 | 梅田 精一 | 福井市曾万布町9-51 | | |

〃 増永 裕信 福井市別所町10-5

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年11月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 澤井 照男 福井市岩倉町8-11
〃 野田守之丞 福井市篠尾町61-11
〃 三竹 孝一 福井市下六条町29-36
〃 朝日 教夫 福井市上坊生田町5-83
〃 白井 清志 福井市下馬町54-18-3
〃 岩崎 文彦 福井市西谷町13-3
〃 川江 豊 福井市脇三ヶ町45-1
〃 大西 新 福井市柳泉町88-12
〃 前田 光博 福井市和田中2丁目1412
〃 皆川 恭英 福井市二上町9-18
監 事 河合 良伯 福井市曾万布町9-44
〃 辻 義則 福井市大町19-20
〃 藤島 一 福井市城東4丁目25-27

今庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月19日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 山口 博幸 南越前町湯尾44-12
〃 松浦 幸雄 南越前町湯尾55-6
〃 赤坂 伸二 南越前町八乙女18-10
〃 八田 峰男 南越前町燧24-11
〃 喜村喜代治 南越前町久喜11-7
〃 石山 正明 南越前町馬上免15-14
〃 辻 武雄 南越前町古木14-14
〃 細川 泰司 南越前町小倉谷20-24

〃 岡本 君男 南越前町瀬戸31-18
〃 中村 忠郎 南越前町新道5-16
〃 井上 重治 南越前町南今庄57-130-5
〃 小不動勝史 南越前町合波30-12
〃 中澤 辛三 南越前町孫谷29-11
〃 山腰 吉二 南越前町宇津尾40-9
〃 藤原 堅 南越前町橋立12-3
監 事 城野 庄一 南越前町湯尾89-5
〃 橋本 英樹 南越前町杉谷19-4
〃 藤井 達男 南越前町八飯24-11

今庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月20日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理 事 三田村 壽 南越前町湯尾93-10
〃 松浦 幸雄 南越前町湯尾55-6
〃 池川 洋一 南越前町八乙女16-5
〃 八田 峰男 南越前町燧24-11
〃 喜村喜代治 南越前町久喜11-7
〃 石山 清孝 南越前町馬上免15-42
〃 臼谷 正人 南越前町古木7-9
〃 細川 泰司 南越前町小倉谷20-24
〃 岡本 君男 南越前町瀬戸31-18
〃 井上 重治 南越前町南今庄57-130-5
〃 田中 利治 南越前町新道23-1
〃 京藤 節夫 南越前町合波30-2
〃 赤澤 敏宏 南越前町孫谷23-2
〃 山腰 吉二 南越前町宇津尾40-9
〃 野村 浩 南越前町広野7-31
監 事 城野 庄一 南越前町湯尾89-5
〃 橋本 英樹 南越前町杉谷19-4
〃 山下 和明 南越前町今庄75-28

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和5年10月25日に福井河川国道事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井河川国道事務所
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 3 作業の期間
令和5年11月8日から令和6年2月29日まで
- 4 作業の地域
福井県福井市、坂井市の一部

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る物品の名称および数量
原子力防災県外資機材（鯖江市・越前市分）購入（危機管理課）
- 2 大型扇風機・ヒーター 各396式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 4 落札者を決定した日
令和5年11月10日
- 5 落札者の名称および住所
藤井防災エネルギー株式会社
福井県越前市国府2丁目5-10
- 6 落札金額
35,152,920円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 8 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年9月26日

令和5年11月21日（火）

号 274 第 報 監 査 委 員 会 報 告

監査委員告示

福井県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和5年11月14日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和5年11月21日

福井県監査委員 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

第1 請求の内容

請求人による請求の内容は、次のとおりである（請求書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわない範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。）。

2022年度福井県議会政務活動費に関する職員措置請求書

「福井県政務活動費の交付に関する条例」は、政務活動費の収支報告書および収支報告書の内容を証する書類について、以下の通り定める。

即ち「福井県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）第10条（議長の調査等）は、「議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、当該収支報告書および領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「収支報告書等」という。）の内容を調査し、当該収支報告書等に記載された支出が第3条第2項の規定に適合した支出であることを確認しなければならぬ。」とし、第2項は「議長は、前項の規定により第3条第2項の規定に適合した支出であることを確認したときは、当該収支報告書等の写しを相手に送付するものとする。」と定める。

続く「条例」第11条（政務活動費の額の確定）は、「知事は、前条第2項の規定により収支報告書等の写しの送付を受けた場合は、その内容を審査し、当該収支報告書等に記載された支出が第3条第2項の規定に適合した支出であると認めるときは、政務活動費の額を確定し、会派の代表者等および議員等に通知するものとする。」と定める。

さらに「条例」第15条（透明性の確保）は「議長は、第10条第1項および前条に定めるもののほか、県民への情報の提供等、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。」と定める（下線引きは請求者による。）。

「収支報告書等」は、県民が政務活動費の支出を検証する唯一の資料であるにも関わらず、2022年度福井県議会政務活動費の支出には、県民が検証できないような収支報告書等が存在した。

これらの「収支報告書等」による支出を看過することは、「条例」第3条（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）の趣旨に沿わないことであり、よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、福井県知事に対し、下記のとおり、これらの支出を行った3名に支出額の返還

をさせるなど、必要な措置を講じることを求める。

記

1 西本恵一議員の「空の領収書」について

西本恵一議員の「領収書等添付票」中、金額の記載の無い「空の領収書」（日付、宛名、但し書きの記入も無し）による支出が2件存在した。下記の2件の支出の全額返還を求める。

そして、大森哲明議長（当時）には、形式検査でチェックできるはずの「空の領収書」を、なぜ受領したのかについて、説明を求める。

(1) 整理番号 35-1 広聴広報費（通信運搬費 = 2万6, 143円）

(2) 整理番号 36-1 調査研究費（会議費負担金 = 1万円）

2 島田欽一議員の調査研究費について

島田欽一議員は、8月28日から9月4日の期間内に2件の視察を行い、各旅費を調査研究費で充当している。

視察場所は、8月28日から9月2日の期間がマレーシア、9月2日から9月4日の期間が北海道である。「県外・海外調査報告書」には、マレーシアの視察旅費が526, 815円、北海道の視察旅費が76, 660円と記載されている。

しかし、双方の「県外・海外調査報告書」（別紙含む。）には虚偽記載等が散見される。よって、虚偽記載等の部分については、事実に基づいた記述に訂正することを求める。

(1) マレーシア視察について

① 「県外・海外調査報告書」別紙の虚偽記載

「県外・海外調査報告書」別紙の「福井県・マレーシア友好交流構築訪問事業報告」の「2. スケジュール」の表には、「9月2日（金）7：05成田空港到着／13：47JR武生駅到着」と記載されている。

しかし実際は、北海道視察のため、同日8：05発の成田空港発1号車に乗り、羽田空港に向かっているため虚偽記載である。

② 支払証明書中の旅費

支払証明書（228-1、241-1、246-1）には、「国外視察に対しての打ち合わせ」として旅費（3件とも1, 258円）が計上されている。「県外・海外調査報告書」の交通費にこの3件も加えるべきである。

(2) 北海道雨竜郡幌加内町の視察について

「県外・海外調査報告書」に「成田空港－羽田空港」間の交通費3, 200円を計上しているが、計上の理由の記載が無い。さらに航空券代「小松－羽田－旭川 新千歳－小松」のルート

も、先述（1）①の通り、小松発ではない。

3 力野豊議員の広聴広報費について

力野豊議員は、2023年の2月21日から3月22日の期間に、敦賀市の各地区で県政報告会をほぼ連日開催し、28件の会場使用料を広聴広報費で全額充当している。しかし、これらの開催は、4月の統一地方選挙を強く意識した後援会活動であることは明らかであり、政務活動費を充当することは不適切である。

さらに、領収書等添付票（25枚）を基に作成した別紙（※）の通り、不透明な点が複数存在する。よって、28件の会場使用料の合計額160, 700円について、全額返還を求める。

（※）「力野豊議員／広聴広報費（県政報告会の会場使用料）の支出一覧」

(1) 会場使用料について

開催回数28回の支出合計額は16万7000円（内、1件は領収書無し）、内訳は1万円（4件）、9千円（1件）、8千円（3件）、7千500円（1件）、7千円（1件）、6千円（1件）、5千400円（1件）、5千円（9件）、3千500円（1件）、3千円（4件）、千300円（1件）である。

しかし、会場使用料の根拠（使用料の規約等）を示す資料が添付されていない。

(2) 領収書（要件その他）について

①住所の記載無しが23件

「力野豊議員／広聴広報費（県政報告会の会場使用料）の支出一覧」（以下「別紙一覧表」という。）の通り、住所の記載の無い領収書は23枚に及ぶ。住所部分がマスキングされているのではなく、領収書の体裁からは当初から住所の記載は無かったと考えるを得ない。

②発行者不明が1件

別紙一覧表の通し番号3は、発行者の部分が全てマスキングされている（これ以外は、各区の区長、町内会長等の肩書きは判別可能。）。

③会場が不明

会場使用料の支出であるにも関わらず、11件の会場名が不明である。

<添付資料>（添付は省略）

(1) 支出証拠資料等（ネット公開）の写し（画面印刷有り）

①西本恵一議員の調査研究費（1枚）

② 〃 広聴広報費（1枚）

③島田欽一議員の調査研究費（19枚）

④力野豊議員の広聴広報費（25枚）

(2) 「力野豊議員／広聴広報費（県政報告会の会場使用料）の支出一覧」（1枚）

第2 監査委員の除斥
福井県監査委員のうち兼井大および山浦光一郎は、法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査に加わらなかった。

第3 請求の受理
本件措置請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和5年9月21日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施
1 請求人による証拠の提出および陳述
請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和5年10月4日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、同日、請求人が出席し、改めて請求の要旨について陳述した。

2 監査対象機関
福井県議会局

3 監査対象としなかった事項
請求人の主張のうち、次の2事項については、監査の対象としなかった。

(1) 請求事項「1 西本恵一議員の「空の領収書」について」中、「大森哲男議長（当時）には、形式検査でチェックできるはずの「空の領収書」を、なぜ受領したのかについて、説明を求めらる。」については、経緯の説明を求めにすぎず、法第242条第1項に定める要件を欠くため。

(2) 請求事項「2 島田欽一議員の調査研究費について」中、「(1) ②支払証明書中の旅費支払証明書（228-1、241-1、246-1）には、「国外視察に對しての打ち合わせ」として旅費（3件とも1,258円）が計上されている。」「県外・海外調査報告書」の交通費にこの3件も加えるべきである。」については、書類のまとも方についての意見を述べているにすぎず、法第242条第1項に定める要件を欠くため。

第5 監査の結果
監査結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 西本恵一議員の「空の領収書」について
(1) 事実関係の確認
監査対象機関（以下「対象機関」という。）から、

・ 請求の対象となった西本恵一議員の領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）に添付された領収書には、日付、宛名および但し書きが適正に記載されていたが、ホームページ公開用に加エソフトウェアを利用してPDFデータ化を行う過程において、カーボン複写により青色で記載された金額等の部分が公開用データ上では消えた状態となったが、そのまま公開してしまった。

・ 原本および議会図書室で閲覧に供している公開資料には金額等が適正に記載されているとの説明があった。

監査において、対象機関に対し、西本恵一議員から提出された領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）について、原本および議会図書室で閲覧に供している公開資料の提示を求め確認したところ、金額等は適正に記載されていた。

また、監査委員事務局職員の立会いの下、対象機関に対し、領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）の原本について、公開用データ作成時と同様の作業を実施させたところ、金額等の部分が消え、公開用データに反映されなかった。

(2) 監査委員の判断

以上のことから、西本恵一議員が提出した領収書等添付票（整理番号35-1、36-1）には適正な領収書が添付されていたものの、対象機関のホームページ公開作業段階で空白部分が生じたものと認められ、請求人の「金額の記載の無い「空の領収書」（日付、宛名、但し書きの記入も無し）による支出が2件存在した。」との主張は当たらない。

2 島田欽一議員の調査研究費について

(1) 事実関係の確認

対象機関を通じて、本人に聞き取りを行ったところ、

- ・ ワレーシア視察（8月28日（日）～9月2日（金））について、最終日の9月2日（金）の実際の行程は、「ワレーシアから航空機で成田空港到着後、8時05分成田空港発の東京空港交通で羽田空港に向かい、北海道幌加内そば祭り視察のため、11時15分羽田空港発の航空機に搭乗し、旭川に到着」であった。

- ・ 県外・海外調査報告書に添付された福井県・ワレーシア友好交流構築訪問事業報告の「9月2日（金）13：47JR武生駅到着」の記載は、ワレーシア視察の行程としては誤りであった。

- ・ 支払証明書（整理番号253-1）の「自宅から越前市往復45km」との記載は、ワレーシア視察の行程としては誤りであり、正しくは「自宅から越前市22km」であった。
- ・ 幌加内そば祭り視察に関する県外・海外調査報告書および領収書等添付票（整理番号254-1）にある旅費73,460円に含まれる航空券代は支払っているが、そのうち小松-羽田間については利用しなかった。

ことが確認された。

- ・ また、対象機関から、
- ・ 政務活動費支出に係る審査において、行程および報告書記載事項の確認が不十分であっ

た。

- ・ 聞き取り時に誤りを認識した本人から、不適切であった部分について返還したい旨申し出があり、10月13日に議長宛で政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、10月23日に支払証明書（整理番号253-1）のうち誤りであった23km分の交通費851円、領収書等添付票（整理番号254-1）のうち利用のなかった小松-羽田間を含む小松-羽田-旭川分の航空券代31,140円、宿泊料の一部4,600円、合計36,591円が県に返還された。

との説明があり、監査において、政務活動費収支報告書の訂正内容および訂正に伴う政務活動費の県への返還を確認した。

(2) 監査委員の判断

以上のことから、島田欽一議員の政務活動費について、調査研究費に係る旅行行程等の誤りにより一部不適切な支出があったと認められるが、既に相当額が返還され、政務活動費を充てた支出から除外されており、県に返還を求めべき支出は存在していない。

3 力野豊議員の広聴広報費について

(1) 事実関係の確認

- ・ 政務活動費については、福井県議会が定めている「政務活動費マニュアル」（令和3年4月改訂）において、使途基準等を明確にしており、広聴広報費として、議員が行う福井県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費に充てることができ、県政報告会の会場使用料等も対象となる。

・ 力野豊議員の県政報告会への支出に関しては、領収書等添付票に記載された使途内容および添付された領収書ならびに議員が整理保管している政務活動記録表の記載により確認し、適切と認められたものである。
との説明があった。

- ・ また、会場使用料の根拠（使用料の規約等）を示す資料が添付されていないことについては、政務活動費マニュアルでは、県政報告会の会場使用料に政務活動費を充てる場合に、料金表など金額の根拠の提出までは求めていない。
- ・ 適切な相手方に会場使用料として支払ったことを証明する書類をもって確認し、判断している。

との説明があった。

- ・ さらに、住所の記載のない領収書が23件あることについては、自治会が領収書を発行する場合、様式や記載内容は発行者により異なっており、宛名、日付、金額、発行者、使途内容等を総合的に確認した上で、支払いを証明するものとして適当と判断している。

- ・ 添付されている領収書の発行者は各自治会の区長であり、住所の記載がなくとも、署名や領収印の確認をもって証拠書類として認めている。

整理番号164-2の領収書等添付票に添付された領収書の発行者部分が全てマスキングされていることについては、

- ・ 区長等の肩書の記載がなく、個人名のみ記されていたためである。
- ・ 発行者は区長であり、区長の印が押されている。
- ・ 11件の領収書で会場名が不明であることについては、領収書等添付票に記載された使途内容および政務活動記録表の記載により確認し、適切と認めた。

・ 力野豊議員に対し、県政報告会に係る案内状等の提出を求めたところ、開催案内チラシの提出があり、同資料により各会場において県政報告会を開催したことを改めて確認した。との説明があった。

その上で、対象機関からは、「これらのことから、今回住民監査請求の対象となった力野豊議員の県政報告会に係る会場使用料について、政務活動費の充ては適切と判断したが、力野豊議員から、県民から疑念を持たれかねないのであれば、当該県政報告会に係る経費へ政務活動費は充当せず、県に返還したい旨の申し出があり、その後、10月13日に議長あて政務活動費収支報告書の訂正届が提出され、10月23日に会場使用料160,700円、旅費8,547円、食糧費47,880円、合計217,127円が県に返還された」との説明があり、監査において、政務活動費収支報告書の訂正内容および訂正に伴う政務活動費の県への返還を確認した。

(2) 監査委員の判断

以上のことから、政務活動費を県政報告会に係る会場使用料等に充てることは、政務活動費マニュアルの使途基準上認められており、今回対象とされた県政報告会の開催については、開催案内チラシ、各自治会区長の会場使用料領収書により証明されていることから、不適切な支出とは言えない。また、当該県政報告会に係る会場使用料、旅費および食糧費の合計217,127円について、力野豊議員から県に自主的に返還され、政務活動費を充てた支出から除外されている。

2 結論

本件措置請求には、理由がないものと認め棄却する。

3 意見

政務活動費について、今回、透明性を高めるために行っている資料の公開に一部不正確な部分があったことや充てに一部誤りがあったことは遺憾である。

政務活動費は公金で支出されており、厳正な取り扱いが求められることから、地方自治法および福井県政務活動費の交付に関する条例に適合した支出となるよう使途基準や事務処理について定めたマニュアルを遵守し、適正な執行および審査、正確な情報の公開に一層努めることを求める。

令和五年十一月二十一日発行
発行人 千九一〇一八五八〇
福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県